

財務省第12入札等監視委員会
平成30年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成30年12月18日(火) 福岡合同庁舎5階 共用第2会議室	
委員	委員 青野 弘(青野公認会計士事務所 公認会計士)	
	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 堺 祥子(井口・堺法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	平成30年7月1日(日) ~ 平成30年9月30日(土)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 平成30年度金山住宅給水設備改修工事 契約相手方 : 株式会社千代田工業所 (法人番号 6290001001707) 契約金額 : 124,200,000円(税込) 契約締結日 : 平成30年8月29日 担当部局 : 福岡財務支局
		随意契約(公共工事)
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 : コンテナ貨物大型X線検査装置借入一式 契約相手方 : 株式会社IHI検査計測 (法人番号 4010701000913) 契約金額 : 458,130,600円(税込) 契約締結日 : 平成30年8月22日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 鹿児島税関支署浮棧橋係留用チェーン改修工事 契約相手方 : 鹿児島ドック鉄工株式会社 (法人番号 1340001000971) 契約金額 : 7,668,000円(税込) 契約締結日 : 平成30年8月1日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 元号変更に伴う既存システムの改修業務に関する委託業務一式 契約相手方 : 株式会社テクノ・カルチャー・システム (法人番号 7290001049217) 契約金額 : 5,184,000円(税込) 契約締結日 : 平成30年9月19日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	-1件	-
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : 鹿児島税関支署浮棧橋係留用チェーン改修工事 契約相手方 : 鹿児島ドック鉄工株式会社 (法人番号 1340001000971) 契約金額 : 7,668,000円(税込) 契約締結日 : 平成30年8月1日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 元号変更に伴う既存システムの改修業務に関する委託業務一式 契約相手方 : 株式会社テクノ・カルチャー・システム (法人番号 7290001049217) 契約金額 : 5,184,000円(税込) 契約締結日 : 平成30年9月19日 担当部局 : 福岡国税局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案 1】 契約件名 :平成30年度金山住宅給水設備 改修工事 契約相手方 :株式会社千代田工業所 (法人番号6290001001707) 契約金額 :124,200,000円 契約締結日 :平成30年8月29日 担当部局 :福岡財務支局</p>	
<p>高額の調達で、高落札率であり、応札者も少ないことから、予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>予定価格を戸数割りで計算し、検証したことはあるか。</p>	<p>戸数割りという形で計算し検証したことはない。</p>
<p>屋内給水設備と屋外給水設備について、予定価格と落札業者提出の工事内訳書を比較すると、屋内給水設備は、予定価格の方が低くて、屋外給水設備は予定価格の方が高いといった結果になっているが予定価格と応札業者提出の工事内訳書との分析は行っているか。</p>	<p>宿舎改修を担当している原課において、当該金額により適正な履行が図られるかという観点で確認を行ってはいるが、契約担当課である会計課として比較検討は行っていない。</p>
<p>入札を辞退した業者から辞退理由を聞いているのか。</p>	<p>具体的な聞き取りは行っていない。</p>
<p>給水管は、定期的に改修されるものと思うが、何年ごとに改修しているのか。</p>	<p>一般的な改修時期というのは、屋外給水設備で25年、屋内給水設備で18年とされているが、予算による制約があるため、実際にはもつだけもたせるというような状況にある。</p>
<p>本件工事は年度計画に計上されていたということであるが、年度計画への計上はどのようにして決めるのか。</p>	<p>計画については、担当原課において、耐用年数等を勘案しながら計画を策定し、最終的には本省理財局との調整を経て決定していると聞いている。このため、会計課では、具体的な計画の内容までは把握していない。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 2】 契約件名 :コンテナ貨物大型X線検査装置 借入一式 契約相手方 :株式会社IHI検査計測 (法人番号4010701000913) 契約金額 :458, 130, 600円(税込) 契約締結日 :平成30年8月22日 担当部局 :門司税関</p>	
<p>かなり高額な調達であり、予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているか確認したい。</p>	
<p>全国に同装置が設置されているとの事だが、予定価格の算出に際し、他税関における契約金額を参考にしていないのか。</p>	<p>公表された契約金額は機器・保守の合計金額であるが、機器については概ね同規格であるものの、保守体制は各税関で異なるため、参考とはしていない。</p>
<p>B等級を含めたことにより、競争性を確保したと考えるのか。</p>	<p>昨年度、博多港の機器更新時にB等級まで拡大したことにより、B等級の者が新規参入のうえ落札したことから、当該等級を含めることにより競争性が向上したと考える。</p>
<p>応札者以外の他社は存在しないのか。</p>	<p>他税関を含めこれまでの調達において、入札に参入している者は今回応札している者のみである。</p>
<p>今回の機器は外国製なのか。</p>	<p>同装置は、複数メーカーの機器を組み合わせで構築したものであり、外国製のものも含まれている。</p>
<p>同装置は84ヶ月使用するとしているが、契約は43ヶ月となっている理由は。</p>	<p>本装置は7年(84か月)使用する予定である一方、財政法に基づく国庫債務負担行為は5年(60か月)が上限である。国庫債務負担行為は契約年度である今年度も含めるため、実際の借入開始期である2019年9月から2023年3月までの43か月で契約している。</p>
<p>43ヶ月を経過した後の残期間はどうか。</p>	<p>再リースの公募を実施し、申込みが現契約相手方のみであれば当該者と契約を行い、複数者から申込みがなされた場合は一般競争入札を実施することとしている。</p>
<p>現行機器の契約相手方は、今回の契約相手方と同一か。</p>	<p>別の者である。</p>
<p>今回の契約は、次年度以降において保守契約を別途締結することはないという事で良いのか。</p>	<p>フルメンテナンス契約であり、別途、保守契約を締結することはない。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 3】 契約件名 : 鹿児島税関支署浮棧橋係留用 チェーン改修工事 契約相手方 : 鹿児島ドック鉄工株式会社 (法人番号1340001000971) 契約金額 : 7,668,000円(税込) 契約締結日 : 平成30年8月1日 担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>落札率が極めて高率であり、一者応札であることから、予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>見積書を取得した鹿児島ドック鉄工とA社の2社であるが他には同種業者はないか。</p>	<p>棧橋チェーンの工事を行っている業者は、造船業を行っている業者が実施しており、今回見積りは2者から取得したが、1者応札であったため、2者以外に参加可能な業者がないか当方で調べたところ、鹿児島県内に有資格者は、4社いたことから、次回同様の工事がある場合は、これらの者に、参加懇意を行いたいと考えている。</p>
<p>A社が見積書を提出したのが平成29年4月、鹿児島ドック鉄工が見積書を出したのが平成30年6月と時期が1年も違うのはなぜか。</p>	<p>予算要求のため、A社からは工事の1年前から取得していたものである。実際の予定価格算出の際は、見積価格に変更がないかA社に対し確認を行ったうえで、採用している。</p>
<p>A社の等級は、何等級か。</p>	<p>A社はB等級である。</p>
<p>予定価格について、鹿児島ドック鉄工とA社の2社見積の最低値を採用したとのことであるが、鹿児島ドック鉄工の方が低い見積であり、入札結果として、鹿児島ドック鉄工が1回目、同社の見積価格と近い金額で応札し、1回目で落札できず、2回目の入札で1回目より少し低い金額で落札している。競争性については乏しいように思われる。予定価格については、他に決めようがないのか。</p>	<p>鹿児島県内に棧橋チェーンの改修工事を行う業者は限られていると考えるが、予定価格が適正かどうか確認のため、先ほど申し上げた他の有資格者4社などからも、見積書取得について努力していきたい。</p>
<p>本案件は浮棧橋係留用チェーン改修工事となっているが、物品役務の方に分類されているがこれは何故か。</p>	<p>今回の工事の内容は、浮棧橋チェーンの製作、張替えを行い、浮棧橋を定位置に固定させ、棧橋水面上のさびれた部分の塗装などを行うというものであるため、工事ではなく、競争参加資格を「役務の提供等」としている。</p>
<p>先ほど予定価格積算資料のところの説明があったが、工事項目はどのように決めているのか。</p>	<p>工事項目は税関が決めている。</p>
<p>浮棧橋の建造はどここの会社が行ったのか。</p>	<p>鹿児島港浮棧橋は、平成12年に建造されているが、本日は、当時の建造業者がわかる資料を持ち合わせておらず、今すぐお答えできない。</p>

<p>本件は、棧橋のメンテナンスに係ることであると思うが、定期的に行われているのか。</p>	<p>必要の都度、随時実施している。</p>
<p>入札公告「3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の(3)」に、「営業品目に船舶整備を登録」となっているが、これはどういう理由からなのか。</p>	<p>浮棧橋については、直接船舶が接舷する場所であるため、船舶の知識に精通した業者が、役務提供を行うことが望ましいことから、このような入札参加資格としているところである。</p>
<p>入札参加資格の設定は、変更というのは可能か。</p>	<p>現時点では、変更することは考えていない。</p>
<p>この浮棧橋チェーンの工事を造船会社に限定しているところが、官公庁や都道府県においては殆ど無く、海上保安部では、現在、鹿児島港で浮棧橋アンカーチェーンの交換工事が公告されており、おそらく、もう落札されていると思うが、入札参加資格は、土木工事業又は建築工事業のB又はC等級となっている。他の官庁、都道府県においても浮棧橋のチェーンの交換等は、いわゆる土木建築工事とされているものが多く、むしろ「船舶整備」を条件としているのはおそらく税関ぐらいであり非常に珍しいと思う。この「船舶整備」に限定すると、入札参加者が造船業者に限られるので、応札者を増やすには限界があると考ええる。</p>	

意見・質問	回 答
<p>【事案 4】 契約件名 :元号変更に伴う既存システムの改修業務に関する委託業務一式 契約相手方 :株式会社テクノ・カルチャー・システム (法人番号 7290001049217) 契約金額 :5,184,000円 契約締結日 :平成30年9月19日 担当部局 :福岡国税局</p>	
<p>当該案件は、落札率が高く、1者応札である。予定価格の積算が適正になされているのか、また、競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>6ヶ月の期間というのは、どういった設定からか。</p>	<p>期間については、改修範囲の確定やシステムを保有している各課との協議、動作検証、5月以降に使用する職員向けのマニュアルの作成など、複数の改修工程を経ることから6ヶ月間としている。</p>
<p>契約書上の履行期限は3月29日までだが、実際には4月以降に行う業務があるのではないか。</p>	<p>作成されたマニュアルを基にシステムを操作すれば、システムの元号が変わるところまで持っていく業務を3月までに行い、4月以降はそれを基に当局の事務管理課の職員が変更作業を行うものである。</p>
<p>積算には相場があるということだが、どこが作成しても同じような見積もりになるということが想定されるのか。</p>	<p>予定価格は、一般に公表されている積算資料から積算しているため、業者もある程度予測できると思うが、諸経費をどう積算してくるか等により、各業者の見積りも違ってくると思われる。</p>
<p>辞退した理由にSEが不足していたというのがあったが、入札しやすい案件と思うので、他の業者が入ってきてよかったと思われる。</p>	<p>仕様書を取りに来た業者が複数いたので期待していたが、遠方の業者もいたためか、結果1者となった。</p>
<p>遠方の業者が仕様書を取りに来ていたが、入札に至らなかった原因は、SEの数の取り合いになったということか。</p>	<p>通常、自社でSEを雇っていると思うが、不足したのが自社のSEか派遣先のSEかまでは把握していない。</p>
<p>今回の対象となるシステムの改修は、新たにシステムを作るのではなく、改修ということなので、現場にSEが来ることが必要だったということか。</p>	<p>複数のシステムに対する改修であるため、6ヶ月間といっても、システムを使用している課との打合せやテストなどを潤滑に行う必要があることから常駐としている。</p>
<p>何かソフトを入れたら元号が変わるというものを、全国で考えなかったのか。</p>	<p>この案件の業務は、当国税局で独自に作成しているシステムの改修も含まれているため、全国でまとめて実施できるかの検討は行わなかった。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>全体の調達案件については、総じて適法かつ適正な調達手続きが行われていることを確認した。</p> <p>しかしながら、落札者が固定されていく、そういう案件が幾つか各部局で見られるというところが、若干懸念される。</p>	
<p>(第1事案について)</p> <p>入札参加を辞退した業者から辞退理由を確認するということをお願いしたい。</p> <p>予定価格については、1戸当たりの工事費用を計算して妥当な金額であったかを検証したらどうか。</p> <p>過去の類似事案も落札率が高かったということなので、応札者を増やし競争性を確保することが必要。同時期に類似の工事が集中しないよう発注時期を調整し、入札参加者を増やすよう検討していただきたい。</p>	
<p>(第2事案について)</p> <p>これまでの機器調達では、保守について別途契約を行うケースが多いなか、今回は調達に併せフルメンテナンス契約を締結していることは妥当な方策であり、評価できる。</p> <p>一方、予定価格の算出にあたっては、非常に高額な調達案件であることを鑑み、他税関における同種機器の調達価格についても考慮することで、適正価格に近づくのではないかと考える。</p>	
<p>(第3事案について)</p> <p>入札参加資格の限定については、必ずしも世の中の流れ的に見て、妥当性があるとはいえない難いところがあり、参加資格を「船舶整備」と決められているが、今後とも応札者の参加が見込めないということになるため、他の省庁でも行われているように、入札参加資格を、広く土木建設業に拡大することを検討してはどうかと考える。</p>	
<p>(第4事案について)</p> <p>工期が長く現地に常駐する必要があるという業務の性質上、近場の業者しか参加しづらい状況があった。</p> <p>近場の業者に声かけをして、参加者を増やすことが必要であったと思われる。</p>	